

町が上乗せ助成します

トライアル雇用定着支援事業奨励金

町では、町内労働者の雇用の安定および促進を図るため、国のトライアル雇用（一般、障害者および障害者短時間トライアルコース）により町内在住の労働者を雇用した事業所に奨励金を交付します。

■申請者（以下の要件を全て満たす中小企業者）

- (1)町内に主たる事業所を有し、かつ、町内において1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2)町内に居住し、かつ国のトライアル雇用制度に基づく住民を雇用していること。
- (3)町税等を滞納していないこと。

■奨励金交付額

対象労働者1人につき、国助成金と同額（上限12万円）

■申請方法

国のトライアル雇用助成金支給決定通知書の発行日の属する月の翌月末日までに下記書類を提出してください。

- (1)美里町トライアル雇用支援事業奨励金交付申請書（町ホームページに掲載）
- (2)国のトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書の写し
- (3)国のトライアル雇用助成金支給決定通知書の写し



町ホームページ
(トライアル雇用)

問合せ＝農林商工課 商業観光係 ☎76-5133

知っておきたい「身体にリスクを与える」酒の量

前月号では、お酒との付き合いかたなどについて触れましたが、今回は、具体的にどれくらいの飲酒量が健康に影響をおよぼすのか深掘りします。

酒は百薬の長という言葉もありますが、近年の研究では「飲酒量は少なければ少ないほど、健康リスクが下がる」ことがわかっています。

次の表は「疾病別の発症リスクと飲酒量（純アルコール量）」を示しています。

疾病名	飲酒量（純アルコール量）	
	男性	女性
脳卒中（出血性）	20g/日	少量でもリスクあり
高血圧	少量でもリスクあり	少量でもリスクあり
胃がん	少量でもリスクあり	20g/日
大腸がん	20g/日	20g/日
乳がん（女性）	対象外	14g/日

（厚生労働省「健康日本21（第三次）」健康に配慮した飲酒に関するガイドラインより一部抜粋）

主な酒類の純アルコール量換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶1本500ml)	清酒 (1合180ml)	ウイスキー (ダブル60ml)	焼酎(35度) (1合180ml)	ワイン (1杯120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	35%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	50g	12g

（厚生労働省アルコールHP）

飲酒による病気への影響については個人差があります。自分が飲んでいる量をチェックし、まずは今より少しでもお酒の量を減らしましょう。

問合せ＝住民保険課 健康推進係（保健センター内）☎76-2855

住宅改修資金補助事業のお知らせ

町内の商工業の活性化と町内居住者の住環境向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。要件に該当するかたは、ぜひご利用ください。
(一住宅につき同一年度内1回限りの利用です。)



【対象となる要件】

- ・町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ・改修工事を行う住宅を所有しているかた
- ・改修工事金額が10万円以上であること（消費税除く）
- ・町税などに滞納がないこと
- ・町内業者による住宅改修工事であること



ホームページ
QRコード

【改修工事例】

- ・住宅の内装（屋根、外壁、雨樋、床等）の改修
- ・台所、洗面台、浴室、トイレの改修など

【申請方法】

改修工事完了後、申請書に必要な書類（ホームページに記載）を添え、農林商工課へ提出してください。

※改修工事施工前・施工後の現場写真が必要です。撮り忘れにご注意ください。

【交付方法・交付額】

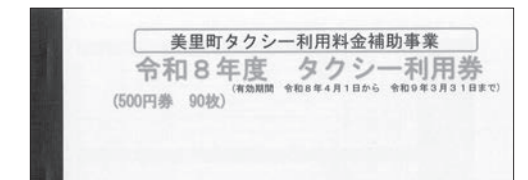
改修工事完了報告後、対象となる改修工事金額の10%に相当する額（上限5万円・千円未満切捨て）を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」で交付します。

問合せ＝農林商工課 商業観光係 ☎76-5133

美里町タクシー利用料金補助事業の申請はお済みですか？

町では、自動車運転免許証を返納したかたなどの日常生活の移動手段を確保するため、「タクシー利用料金補助事業」として、タクシー券を交付しています。

令和8年度の申請がまだお済みではないかたは、お早めに介護福祉課へ申請をお願いします。また、継続申請のかたは、町公式LINEでの申請も可能です。



利用券の額など

年間交付限度枚数＝90枚(500円券) 45,000円分

※年度途中で申請したかたは、当該年度の残りの月数（申請月を含む）に8枚を乗じた枚数となります（例：6月に申請した場合は8枚×10か月分＝80枚）。

使用限度＝1回の乗車につき6枚(3,000円)まで

対象者

- ・40歳以上で自動車運転免許証の交付を受けていないかた
- ・40歳以上で自動車を所有していないかた
- ・身体の障害等により自家用車を利用できないかた

問合せ＝介護福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

園芸施設保険に加入した農業者に対する補助金について

園芸施設保険への加入促進を図り、異常気象などで園芸施設が被災した農業者の早期再建を支援するため、加入者に対し、補助金を交付します。

■対象者

園芸施設共済または園芸施設保険などの契約を締結したかたで、町内に住所を有する個人または法人

■補助金額

園芸施設共済契約を締結した際に支払った共済掛金や園芸施設保険などの契約を締結した際に支払った保険料の1/2以内（上限5万円）

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133